

第2号議案

ITコンソーシアム京都 規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ITコンソーシアム京都と称する。

（目的）

第2条 本会は、京都が有する歴史的遺産、先端産業などを生かしつつ、産・学・公が連携し、ユビキタス社会にふさわしい情報通信基盤の整備と、産業、行政、住民生活等の分野におけるITの利活用を推進し、もって京都府域の発展と活性化を図り、府市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報通信基盤の整備に関する各種プロジェクトの推進
- (2) 産業、行政、住民生活等の分野におけるIT利活用の推進
- (3) ITの利活用を推進するための調査研究・普及啓発活動
- (4) ITに関する情報交換、意見交換、意見調整
- (5) その他必要な諸事業

第2章 会員

（会員）

第4条 本会の会員は普通会员と賛助会員とする。

2 普通会员は、本会の目的に賛同し、会長の承認を得た法人、個人、団体及び地方公共団体等とする。

3 賛助会員は、会長が本会の目的達成のために特に必要と認めた者とする。

（会費）

第5条 普通会员は、別に定める会費を納入する。

第3章 役員等

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員 15名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 委員の内、会長1名、副会長1名、委員長1名及び副委員長3名以内を置く。
 - 3 委員及び監事は、総会において選任する。
 - 4 会長及び副会長は総会において選任する。
 - 5 委員長及び副委員長は、総会の議を経て会長が選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員長は、委員会を代表し、会長の意を受けて、委員会の業務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参加)

第9条 会長は、委員会の承認を得て、顧問及び参加を委嘱することができる。

2 顧問は、重要な事項について、参加は、会長の必要と認める事項について、意見を述べる。

第4章 総会及び委員会

(総会)

第10条 総会は、会員により構成する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他本会に関する重要な事項

(総会の招集等)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(総会の成立)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席により成立する。

(総会の議決)

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会に出席できない会員は、書面をもって表決に加わることができる。

3 前項の規定により表決に加わる会員は、総会に出席したものとみなす。

(委員会)

第15条 本会に委員会を置く。

2 委員会は、本会の業務を執行する。

(委員会の構成)

第16条 委員会は、委員により構成する。

2 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会の議決事項)

第17条 委員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他本会に関する事項

(総会に関する規定の準用)

第18条 第12条から第14条までの規定は、委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「委員会」と、「会員」とあるのは「委員」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第5章 幹事会

(幹事会)

第19条 本会の業務の円滑な執行のため、委員会は必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て会長が別に定める。

第6章 部会

(部会)

第20条 本会の目的を達成するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て会長が別に定める。

第7章 会計

(経費の支弁)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務は、京都市、京都商工会議所、財団法人京都高度技術研究所の協力のもと京都府が行う。

第9章 補則

(細目)

第24条 この規約の施行について必要な細目は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、本会の設立の日から施行する。
- 2 設立当初の役員は、第6条の規定にかかわらず、設立総会において選任し、設立当初の顧問及び参与は、第9条の規定にかかわらず、設立総会において承認された者を委嘱する。
- 3 設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立総会において決定する。
- 5 本会の設立当初の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

会費に関する細則（案）

ITコンソーシアム京都の会費は次のとおりとする。

普通会员	一口1万円2口以上
賛助会員	無料